

(案)

官	印	省	略
番			号
年		月	日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)」の改正に関する建議について

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)における送配電非関連固定費を配分する際の需要補正のあり方について当委員会で検討した結果、導入当初の目的や小売全面自由化後の現状を踏まえると、需要補正を行わずに実績需要に基づき配分することが適当であると判断しました。

ついては、電力の適正な取引の確保を図るために関連する省令の規定を改正する必要があることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

以上